

校内指導体制

管 理 職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・「いじめは決して許されない」「いじめ根絶」方針
- ・学校全体で取組む姿勢、職場環境の醸成
- ・保護者、地域との連携

いじめ対策委員会

構 成 校長、教頭、生徒指導部長、年次主任、養護教諭（※1）

- 役 割
- ・いじめ防止年間指導計画の作成、実施、評価、改善
 - ・いじめに関するアンケート実施、集計、結果等情報整理、分析
 - ・校内研修会の計画、実施
 - ・いじめが疑われる事案の事実確認、判断
 - ・要配慮生徒への支援方針作成（※2）

※1 →事案の状況に応じ、関係職員、スクールカウンセラー、PTA役員、外部機関（医療関係者、警察、児童相談所等）が加わる。

※2→特別支援委員会と兼ね、指導・支援の状況に応じ個別の支援計画作成等を行うこともある。

いじめ認知→早期解決

いじめの未然防止

いじめの早期発見

- 学習指導の充実
 - ・学習活動における規律づくり
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・生徒が意欲的に取り組む授業づくり
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動への積極的な参加
- 教育相談の充実
 - ・生徒面談の定期的実施
 - ・スクールカウンセラーの活用
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・ネット犯罪防止教育
- 保護者、地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開、保護者懇談会の実施
 - ・地域連携会議、行事への参加

- 情報の収集
 - ・教職員による生徒観察
 - ・養護教諭からの情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・授業時、休み時間等の巡回指導
 - ・いじめに関するアンケート実施（学期毎）
 - ・生徒面談、保護者懇談における情報

- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置、周知
 - ・誰にでも気軽に相談できる校内環境整備
 - ・スクールカウンセラーの活用

- 情報の共有
 - ・情報報告の徹底
 - ・全職員の情報共有（職員会議等）
 - ・要配慮生徒に係る実態把握
 - ・引継事項の徹底